

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第8条第1項第3号中「氏名」の次に「（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏）」を加え、同項第6号中「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、通称」を「、当該通称」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第15条第5号中「氏」の次に「（住民票に旧氏の記載がされている者にあっては、当該旧氏を含む。）」を加え、「ことに」を「ことと」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

町田市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>)若しくは通称(<u>同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>)又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名<u>(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては、氏名及び当該旧氏)</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称<u>の記載がされている場合にあつては、当該通称</u></p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製する。</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>)又は氏名若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称<u>が記録されている場合にあつては、通称</u></p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスク(<u>これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。</u>)をもって調</p>

町田市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 氏 <u>(住民票に旧氏の記載がされている者</u> <u>にあつては、当該旧氏を含む。)</u> 若しくは名又は外国人住民にあつては通称を変更したため、登録してある印鑑が第7条第1号に該当する<u>こと</u>となったとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>製する。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 氏若しくは名又は外国人住民にあつては通称を変更したため、登録してある印鑑が第7条第1号に該当する<u>こと</u>になったとき。</p> <p>(6)・(7) 略</p>